

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 24 日 (金) 第 398 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 1
- 特定自動運行の許可等に関する取扱規則 (※) (交通企画課取扱い) 4
- 遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則 (※) (交通企画課取扱い) 15
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 18

公 安 委 員 会 規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第10号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則 (昭和32年鹿児島県公安委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 中 第 6 項 を 第 8 項 と し , 第 5 項 の 次 に 次 の 2 項 を 加 え る 。

- 6 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、当該職員の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。
- 7 職員を降格させた場合における当該職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 5 の 2 に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。
別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5 の 2 (第 2 条関係)

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30

14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101

64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		

114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

特定自動運行の許可等に関する取扱規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 11 号

特定自動運行の許可等に関する取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）に基づき鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う特定自動運行の許可に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(許可に関する意見聴取)

第 2 条 法 75 条の 13 第 2 項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（別記第 1 号様式）に、特定自動運行許可申請書（府令別記様式第 5 の 9。以下「許可申請書」という。）の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

2 府令第 9 条の 22 の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（別記第 2 号様式）に許可申請書の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第 3 条 法 75 条の 25 第 1 項の規定による必要な報告又は資料の提出要求は、報告等要求書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(指示)

第 4 条 法 75 条の 26 第 1 項の規定による指示は、特定自動運行に関する指示書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

（行政処分に関する意見聴取）

第 5 条 法第 75 条の 26 第 2 項の規定による指示及び法第 75 条の 27 第 2 項の規定による許可の取消し又は効力の停止に係る意見の聴取は、当該事業を監督する行政庁に対し、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（弁明の機会の付与）

第 6 条 公安委員会は、指示又は許可の効力の停止を行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 前項の弁明の機会の付与の手続は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところにより行うものとする。

（聴聞の実施）

第 7 条 公安委員会は、許可の取消しを行う場合は、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号イの規定に基づき、聴聞を行わなければならない。

2 聴聞の実施については、聴聞規則に定めるところにより行うものとする。

（許可証の返納）

第 8 条 府令第 9 条の 38 第 1 項及び第 3 項の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

（公示の方法）

第 9 条 公示の方法は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第 75 条の 17 の規定による許可又は許可事項の変更許可に係る場合 特定自動運行許可票（別記第 7 号様式）

(2) 法第 75 条の 27 第 3 項の規定による許可の取消しに係る場合 特定自動運行に係る取消処分票（別記第 8 号様式）

(3) 府令第 9 条の 38 第 4 項の規定による許可証の返納に係る場合 特定自動運行許可証返納票（別記第 9 号様式）

（本部長への委任）

第 10 条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
<p>年 月 日，別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり，道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので，同法第75条の13第2項の規定に基づき，別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては，年 月 日までに文書をもって回答願います。</p>	
1 申請者の氏名又は名称	
2 意見聴取の内容	
(1) 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また，当該自動運行装置は，自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。	
(2) 特定自動運行計画は，当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。	
(3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は，特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し，当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や，医療，介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 不要な文字は，横線で消すこと。

第 2 号様式（第 2 条関係）

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
<p>年 月 日，別添 1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり，道路交通法第 75 条の 12 第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので，道路交通法施行規則第 9 条の 22 の規定に基づき，別添 の書類を添えて意見を聴取します。</p> <p>意見があれば，年 月 日までに文書をもって回答願います。</p> <p>1 申請者の氏名又は名称</p> <p>2 意見聴取の内容</p>	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 所定の欄に記載できないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

鹿公委交企第 号
年 月 日

報 告 等 要 求 書

殿

鹿児島県公安委員会 印

道路交通法第75条の25第1項の規定に基づき、下記の報告・資料の提出を求めます。

記

報告すべき事項	
提出すべき資料	
報告等の期日 及び方法	

第4号様式（第4条関係）

鹿公委交企第 号 年 月 日	
特定自動運行に関する指示書	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
<p>（教示事項）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p> <p>なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。</p>	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日			
鹿児島県公安委員会 殿			
許 可 証 返 納 届 出 書			
届出者の住所 氏名又は名称			
第1項 道路交通法施行規則第9条の38		第3項 の規定により届出をします。	
住 所			
氏名又は名称			
許可証を交付した 公安委員会の名称	鹿児島県公安委員会	許可証の番号	第 号
返納事由の 発生年月日	年 月 日		
返納の事由			

備考 不要な文字（第1項又は第3項）は横線で消すこと。

第7号様式（第9条関係）

特定自動運行許可票

許 可 を 受 け た 者	特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあってはその 代表者の氏名)	
	特定自動運行の経路	
	特定自動運行を行う日及び 時 間 帯	
	特定自動運行を行うための 前提となる気象の状況	
	特定自動運行を行うための 前提となる道路の構造並び に特定自動運行及び特定自 動運行が終了した場合に講 じられる措置が他の交通に 及ぼす影響の程度	
	許 可 年 月 日	
	備 考 (公安委員会が必要と 認める事項を記載)	
	許可をした公安委員会	公安委員会

第8号様式（第9条関係）

特定自動運行に係る取消処分票

被 処 分 者	特定自動運行実施者の 氏 名 又 は 名 称 （法人にあってはその 代 表 者 の 氏 名 ）	
	特 定 自 動 運 行 の 経 路	
	特定自動運行を行う日及び 時 間 帯	
	取 消 年 月 日	
	備 考 （公安委員会が必要と 認める事項を記載）	

第9号様式（第9条関係）

特定自動運行許可証返納票

許 可 を 受 け た 者	特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあってはその 代表者の氏名)	
	特定自動運行の経路	
	特定自動運行を行う日及び 時 間 帯	
	許可が失効した年月日	
	備 考 (公安委員会が必要と 認める事項を記載)	

.....
遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第12号

遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する遠隔操作型小型車の届出等に関する事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(届出番号等の通知)

第 2 条 公安委員会は、法第15条の3第1項の規定による届出を受けたときは、届出者に対して同条第3項の規定による届出者を識別するための番号、記号その他の符号（以下「届出番号等」という。）を口頭又は届出番号等を記載した書面の交付により通知するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第 3 条 法第15条の5第1項の規定による必要な報告又は資料の提出要求は、報告等要求書（別記第1号様式）を当該遠隔操作型小型車の使用者に交付して行うものとする。

(指示)

第 4 条 法第15条の6の規定による指示は、指示書（別記第2号様式）により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第 5 条 公安委員会は、指示を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

(本部長への委任)

第 6 条 この規則を実施するために必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号 様 式 (第 3 条 関 係)

鹿公委交企第 号	
報 告 等 要 求 書	
年 月 日	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交法第15条の5第1項の規定に基づき、下記の報告・資料の提出を求めます。	
記	
報告すべき事項	
提出すべき資料	
報告等の期日及び方法	

第2号様式（第4条関係）

鹿公委交企第 号 年 月 日	
指 示 書	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
<p>(教示事項)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p> <p>なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。</p>	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

.....
鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第13号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(9) 府令第 5 条の 4 第 1 項の遠隔操作型小型車使用届出書

当該届出に係る遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長

(10) 次に掲げる申請書又は届出書

鹿児島県警察本部交通部交通企画課長

ア 府令第 9 条の19第 2 項の特定自動運行許可証再交付申請書

イ 府令第 9 条の20の特定自動運行許可申請書

ウ 府令第 9 条の23第 1 項の特定自動運行計画変更許可申請書

エ 府令第 9 条の25第 1 項の特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。